

社会基盤情報標準化委員会協力会員規約

(目的)

第1条 本規約は、社会基盤情報標準化委員会（以下、「委員会」という。）が定める「社会基盤情報標準化委員会規約」第8条に従い、協力会員についての詳細を定める。

(委員会活動への参加)

第2条 協力会員は、当該企業等に所属する者の中から協力委員を推薦することが出来る。協力委員は、小委員会の案内を受けオブザーバーとして参加できる。

2 協力委員は、事務局の指名によりワーキンググループの作業を分担し、あるいは事務局を通じて意見を具申することが出来る。

3 協力会員は、原則として年1回程度開催される報告会に参加し、委員会の活動状況等の報告を受けることができる。また事務局が開催するイベントの開催案内の通知・印刷物の配布等の情報提供を受けることが出来る。

(年会費)

第3条 会員は別に定める年会費を負担する。

(入会)

第4条 協力会員として参加を希望する企業は、委員会事務局に協力会員入会申込書を提出するものとする。

2 小委員会委員長は、申込企業の小委員会への参加を承認する。

(退会)

第5条 協力会員で退会しようとするものは、本委員会事務局に退会届を提出しなければならない。

附 則

この規約は、平成12年10月4日から施行する。

平成20年6月改定